

特許審査の品質管理における10年間

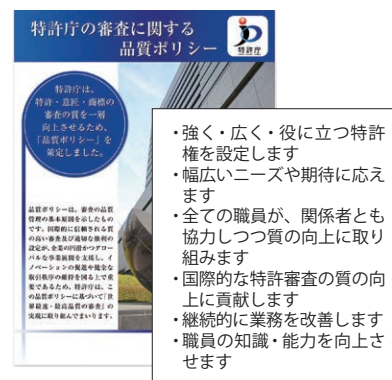
審査第四部電気機器（音響システム）審査官

（前 審査第一部調整課品質管理室 課長補佐（審査評価管理班長））

岩田 淳

抄録

特許庁は、この10年間、品質ポリシーの策定をはじめとした品質管理の充実化を進め、特許審査の質向上に取り組んできました。本稿では、品質管理における体制整備の面から現在に至る取り組みを概観するとともに、2021年度に10年目を迎えた特許審査の質に関するユーザー評価調査についてその評価結果の変遷をご紹介します。



1. はじめに

特許庁は、FA11達成後の特許審査の基本方針として「世界最速・最高品質の特許審査の実現に向けて」を設定し、様々な施策に取り組んでいます。

この基本方針には、重要な取組のひとつとして品質管理の実施と改善が挙げられており、これまでに「特許審査の品質管理に関するポリシー」（品質ポリシー）の策定にはじまる品質管理体制の充実化を進めてきました。

品質ポリシーは、いまでは特許庁職員のみならず庁外でも広く認識されているといえますが、10年前にはまだ存在していませんでした。今回の執筆依頼を受けてこの10年間を考えてみるに、特許審査において品質管理が明確化され、定着した、大きな成長期であったように思います。

本稿では、品質管理の体制整備の面から現在に至る取り組みを概観するとともに、2021年度に10年目を迎えた特許審査の質に関するユーザー評価調査についてその評価結果の変遷をご紹介します。

なお、筆者は2022年6月までの僅か1年半を品質管理室で過ごしたに過ぎず、本稿は、過去の投稿から把握される内容を多く含むものであることを予め申し上げます。

また、本稿の内容は、筆者の個人的見解を含むものであることも予めお断りいたします。

2. 品質管理システムの明確化と定着

現在、特許審査の品質管理に関する企画・立案は、調整課品質管理室（旧：品質監理室、2007年4月設置、2015年4月名称変更）が担当しています。まずは、この品質管理室が設置された背景を振り返ることから始めたいと思います。

この点について過去の特技懇記事¹⁾²⁾³⁾を紐解くと、経済のグローバル化を背景とした審査の質に対する要請の高まりと国際的な議論の高まりが説明されています。後者の補足として一部抜粋³⁾すると、「2003年に、英国特許庁が、特許審査プロセスの品質マネジメントシステムに関しISO9001（品質マネジメントに関する国際規格）の認証を取得した。（中略）その後同庁は、ISOの国際規格に沿った品質マネジメントシステムをPCTの国際調査・国際予備審査に導入することを提案した。国際規格をそのまま導入することは加盟国に受け入れられなかったものの、2004年には、国際調査及び国際予備審査の品質管理に求められる要件についての規格（PCT品質フレームワーク）がPCTガイドライン第21章に盛り込まれた。その結果、ISAやIPEAは国際調査・予備審査に関して品質マネジメントシステムを構築すべきものとされた。」というものです。

このような中、2007年4月、調整課に品質監理室が設置されるとともに、特許審査部の横断的組織

である品質監理委員会が設置され、専任の組織による品質マネジメントが実施されることとなりました。

品質監理室が設置される前後の特技懇記事¹⁾²⁾には、特許審査の質を客観的に把握する手段について、審査結果のサンプルチェックやユーザーからの評価を把握すること等が説明されています。そして実際に、PCT出願や特許査定等を対象とした様々な形態でのサンプルチェックの試行やユーザーへのヒアリング等が行われました。

こうしてみると、およそ10年前は、様々な試行を積み重ね、着実に庁内検討が進められてきた時期であったといえるでしょう。

品質管理システムの明確化

(品質ポリシー、品質マニュアル等)

品質管理システムが庁内外に明示されたのは、FA11達成直後の2014年度でした(図1)。

第1に、特許庁は、2014年4月に、特許審査の基本原則を示した品質ポリシーを公表しました⁴⁾。この品質ポリシーは、国際的に信頼される質の高い特許権の設定に向けた特許審査の品質管理の基本原則を示したものです。この中で、特許庁は、世界最高品質の特許審査の実現に取り組むこと、また特許審査に関わる全ての職員は、幹部のリーダーシップ及び参画の下、強い責任感と意欲を持ち、6つの基本原則に従って審査業務を遂行することを表明しています。時間の経過とともに、審査を取り巻く環境は変化していますが、ユーザーからは、現在も基本原則として納得感があるとの声をいただいています。

第2に、特許庁は、2014年8月に、「特許審査の品質管理に関するマニュアル」(品質マニュアル)を公表しました⁵⁾。この品質マニュアルにおいて、各審査プロセスの位置付けや組織・職員の役割が品質管理の切り口から具体的に整理されています。図2は、品質管理システムの担当や手順の概要を示したものです。品質管理を構成する各取組は2つのPDCAサイクルに沿って関連付けられています。例えば、審査長単位のPDCAサイクルでは、年度当初に特許審査の方針が決定され(plan)、審査官は協議等を活用して実体審査を行い(do)、審査長等による決裁を受け(check)、必要に応じてフィードバック等を受けます(act)。また、審査部全体のPDCAサイクルでは、年度当初に審査部全体の方針が決定され(PLAN)、特許審査及びその関連業務が実施され(DO)、品質監査やユーザー評価調査等により審査の質の現状把握が行われ(CHECK)、必要に応じて施策等が修正されます(ACT)。このような仕組みにより、継続的な審査の質の維持・向上が図られています。

第3に、特許庁は、2014年8月に、産業構造審議会知的財産分科会に審査品質管理小委員会を設置

図1は、2004年から2022年までの品質管理に関する主要な出来事の時系列を示しています。2004年から2011年までは「FA11の達成に向けて」、2012年から2022年までは「世界最速・最高品質の特許審査の実現に向けて」という大きな目標が示されています。

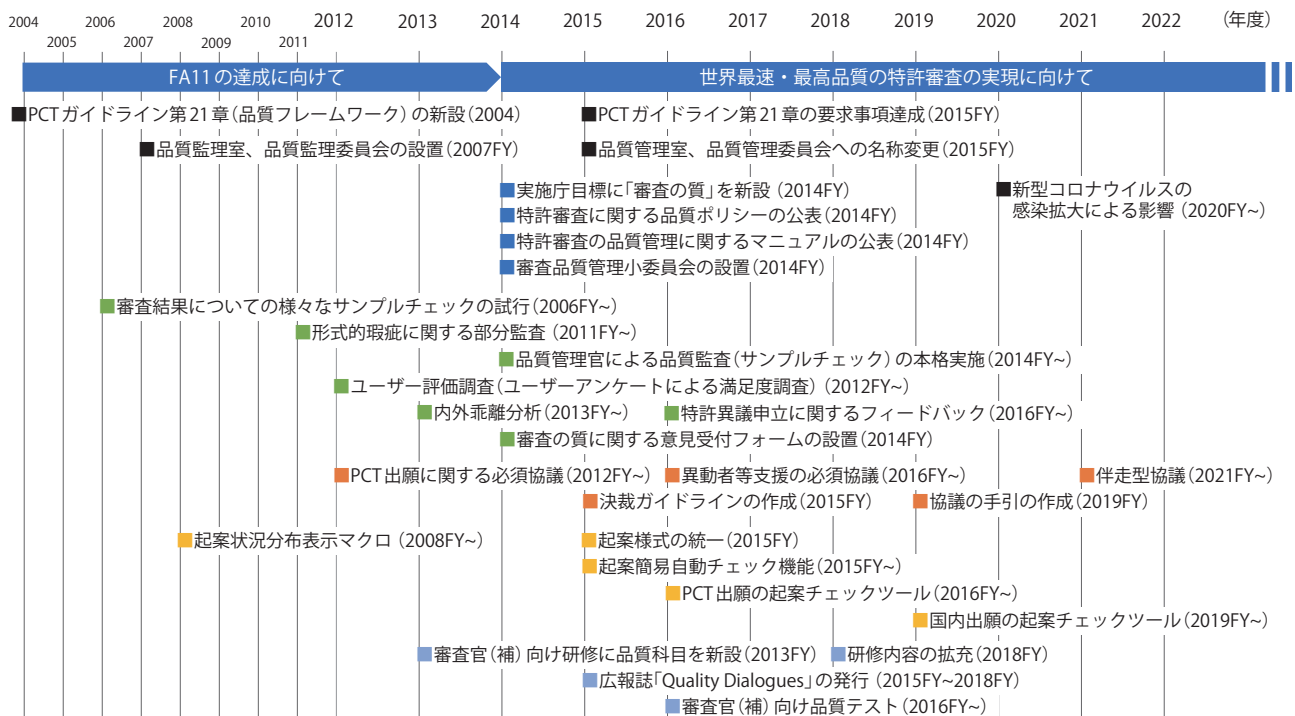


図1 品質管理に関する主な出来事(各種資料に基づいて作成)

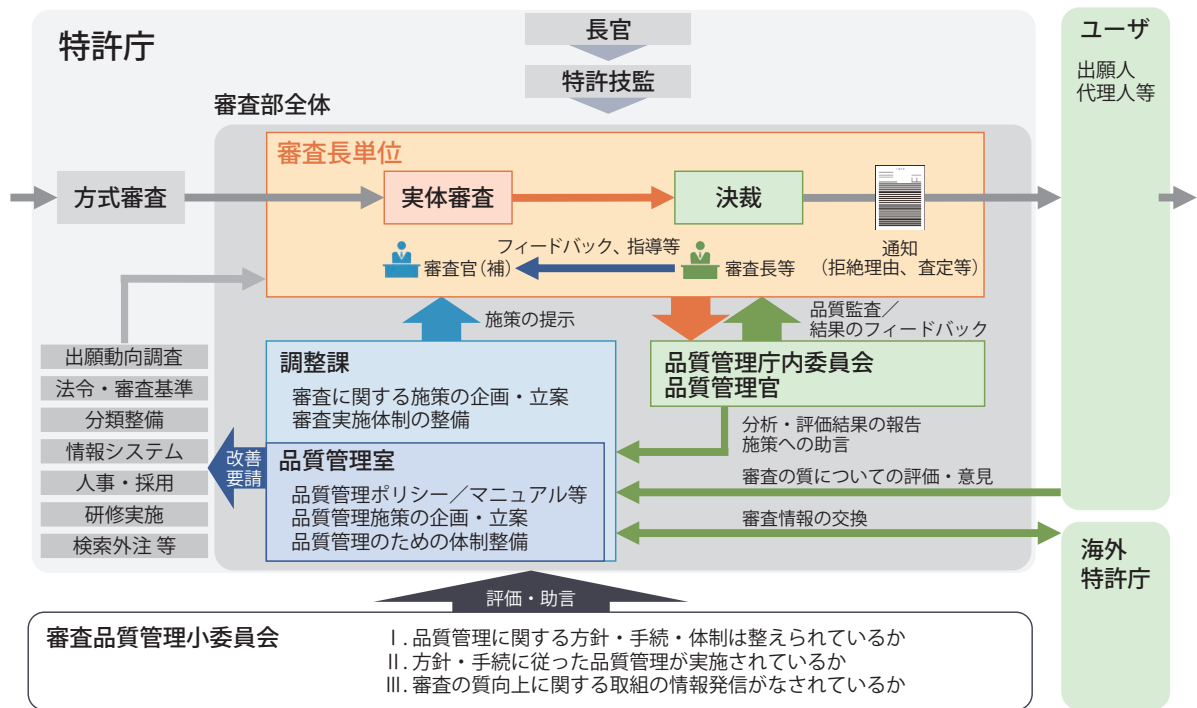


図2 品質管理システムの全体概要 (品質マニュアルに基づいて作成)

しました⁶⁾。この小委員会は、実務経験者や学識経験者などの外部有識者で構成され、審査における品質管理システムの現状について、品質管理の実施体制、実施状況等の客観的な評価を行うものです。近年の評価では、審査及び品質管理の担当や手順が明確であるかの観点、審査の質を把握／保証する取組が効果的に実施されているかの観点を含めた10項目について「良好」以上の評価をいただいております。また審査実施体制について「概ね達成」の評価をいただいております。

審査の質を把握する取組 (品質監査、ユーザー評価調査等)

それでは、個別の取組はどのように進められてきたでしょうか。前述のとおり、審査の質を把握する取組は、早い段階から検討が進められていました。

現在の品質監査(サンプルチェック)は、2014年度に、2年の試行を経て本格実施となった取組が原形となっています。このとき、調整課に約100名の品質管理官が配置されました。今や品質管理官は品質管理の取組になくはならない存在です。無作為抽出された案件について、その担当技術分野における高度な知識や判断力を発揮し、審査が法令・指針等に沿っているか、また審査官の意図が伝わる起案となっているか等の観点から、品質監査ガイド

ラインに沿った客観的な分析を実施しています。品質管理官がまとめる品質レポートは、技術単位ごとの事情を捉えた実用性の高い報告書であり、毎年の施策検討の材料として活用されています。

また、現在のユーザー評価調査(満足度調査)⁷⁾は、2012年度に実施されたアンケート調査を起源とするものです。調査内容については過去の特技懇記事⁸⁾が詳しいため詳細は割愛しますが、昨年度からは、評価結果を更なる品質改善につなげるべく、審査の質について不満に感じた背景を具体的に把握するためのフォローアップ調査も実施しています。

その他、様々な取組が行われており、例えば、2013年度からは内外乖離の状況把握のため、日本特許庁と他庁に共通して出願され、かつ、判断が異なった案件を対象とした分析を継続しています。また、審判情報を活用する取組として、審査官への統計情報の提供や拒絶査定不服審判の審理結果に関するフィードバックのほか、2016年度からは、特許査定後に特許異議申立がされた案件の審理結果に関するフィードバックも実施しています。

審査の質を保証する取組 (協議、決裁)

審査官同士で行う協議や決裁者による起案書のチェック(決裁)は古くから行われてきましたが、

品質管理の中で更に充実化が図られてきました。

協議は、通常、審査官がその必要性を判断して自主的に実施するものです。一方、審査の質の現状把握等から、出願内容、起案内容及び審査官の属性等に応じて審査官同士の知識共有・意見交換が有用と考えられる案件は、一定数又は全件を協議対象としてきました。例えば、2012年度からはPCT出願を対象とした必須協議、2016年度からは異動者等の立ち上がり支援を目的とした必須協議、2021年度からは、担当審査官がサーチした後に、他の審査官が実際にサーチを行った上で、その結果を踏まえたアドバイスをを行う協議（伴走型協議）を開始しました。これらの取組は、審査官が作成する協議結果シートの分析等を通じて改善を重ねています。また、こうした協議施策から得た知見は、協議の手引、活用事例集、Tips集等として審査官に共有されています。

決裁は、2015年度に、その統一的な基準や観点が決裁ガイドラインの形にまとめられました。技術分野における統一的な審査運用を担保し、誤りのない起案書を出願人等に提供するために、各技術単位の管理職が、審査官が審査したすべての案件の起案書及び審査内容のチェックを行っています。

起案チェックツールの登場

もう一つ、質の保証の取組で特筆すべきは、国内出願やPCT出願の起案におけるエラー／アラートを表示するツール（機能）が登場したことでしょう。

1つ目は、起案提出に必要なデータシートの作成時に請求項の不整合等を自動チェックする機能（起案簡易自動チェック機能）です。元は審査第四部で作成され、2015年度に、拒絶理由通知等の起案について記載様式が統一されたことと合わせてチェック機能を拡充し、品質管理室に移譲されました。

2つ目は、国内出願の起案チェックツールです。2018年度に審査第一部法便・品質WGにより作成され、2019年度に品質管理室に移譲されました。このツールは、起案簡易自動チェック機能と同じ機能を備えつつ、請求項や引用文献を色分け表示して視認性を向上できる等、より多くの機能を備えています。起案書の形式的瑕疵に関する部分監査の結果等に基づき、継続的に機能改善を重ねてきました。

3つ目は、PCT出願の起案チェックツールです。元は審査第四部品質WGにより作成され、2016年

度に、品質管理室に移譲されました。このツールにより、不備が生じやすい、ISRで使用している文献・請求項とISA見解書で使用している文献・請求項との整合性等を簡単に確認できるようになりました。

庁内研修等を通じた習熟

こうした品質管理システムが安定的に機能するには、審査官が日々の業務を品質の観点から理解して実施し、また改善に取り組めることが重要です。

そこで、2013年度から、審査官コース後期研修、審査系マネジメント能力研修（上席審査官向け）に品質管理の座学を設け、その後、他の研修へも拡大してきました。そして、2018年度には事例演習や討論科目を拡充する等、審査官（補）の習熟が進んだことによる研修内容の見直しも行っています。

また、庁内向け広報誌「Quality Dialogues」の発行も行われました（2015～2018年度）。品質管理の活動や事例、海外庁の品質管理官の活動等、興味を引く内容が紹介されており、今も記憶に残っている審査官は多いのではないのでしょうか。

テレワークへの対応

2020年4月以降、審査をテレワークでも行うことが普通のことになりました。新型コロナによる1回目の緊急事態宣言が発令された後は、品質監査が一時中断となる等の混乱はありましたが、品質管理官に意見を聞き、テレワークでも品質管理業務を継続できるように連絡手段やオンライン協議のTips集等を整備してきました。しかし何よりも、品質管理システムを維持できたのは、審査官において、登庁／テレワークの時間を計画的に使い分け、丁寧な審査を継続したこと、また管理職において、審査官の業務環境に配慮するとともに、審査内容及び起案書のチェックを手分けして継続したこと等、皆様のご尽力あってのことと考えています。

これまで述べてきた通り、特許審査の品質管理は、国際的な議論の高まりに後押しされ、その後、審査を取り巻く環境に合わせた様々な取組により発展してきました。近年、五庁等国際会合での議論は落ち着いていますが、中小の海外庁から日本の品質管理システムについて問合せを受けることが増えており、引き続き関心が高い分野といえるでしょう。

3. ユーザー評価の変遷

品質管理の取り組みを進めたこの10年間、特許審査の質はどのように変化したでしょうか。ここでは、ひとつの指標として2012-2021年度のユーザー評価調査の結果をご紹介します(図3-4)。

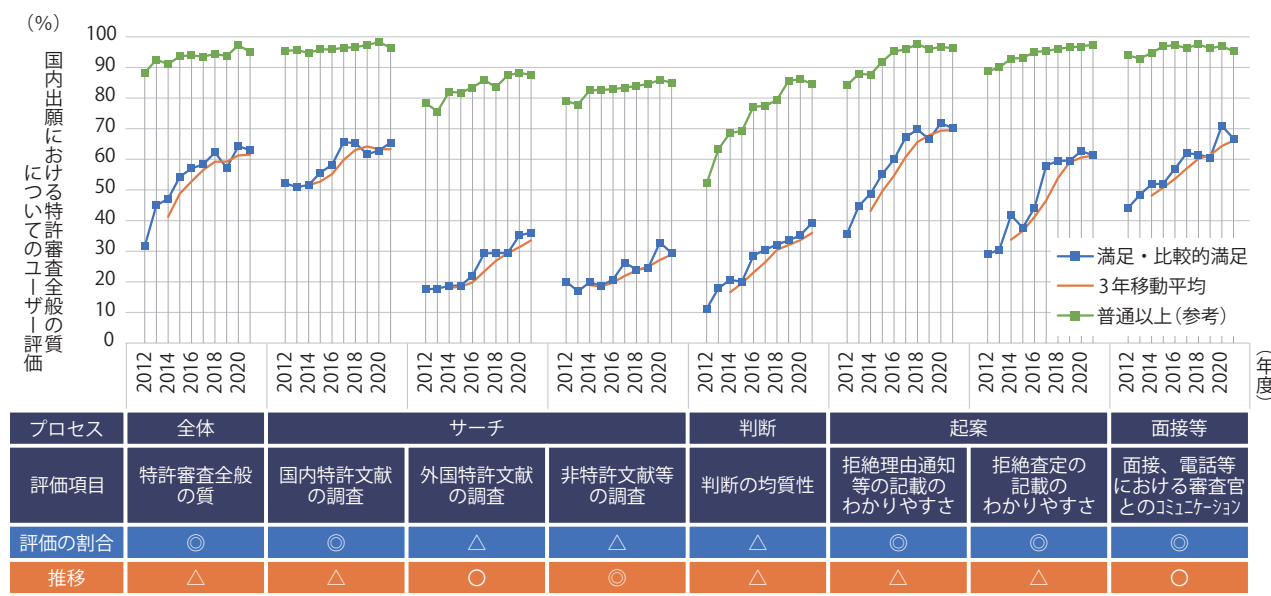
なお、本稿執筆時には既に2022年度の調査結果が公表されていますが⁹⁾、傾向は同様ですので、便宜上、令和3年度審査品質管理小委員会に提示した資料を用います¹⁰⁾。本データは、項目ごとに5段階(満足、比較的満足、普通、比較的不満、不満)で評価いただいた結果をグラフ化したものです。

まず、全体評価(各図の最左のグラフ)を見てみますと、上位評価(満足・比較的満足)の割合は、国内・PCTのいずれも、2012年度の30%程度から2021年度の60%以上まで増加しました。普通以上の割合は90%以上となっています。

なお、本調査は所定の出願経験を有する者に回答を依頼するものですが、回答者は他者出願に対する第三者としての視点もあわせ持っていると考えられます。そうするとこの結果は、第三者から見て公平性のある審査が行われているかといった評価も、一定程度、反映されていると考えることができます。

次に、各プロセスの評価項目を見てみますと、いずれの項目も10年間で評価が上昇しました。各プロセスに関して、審査官一人一人が質を意識した審査を積み重ねた成果といえるでしょう。

あわせて、因果関係は明確に特定できませんが、各審査関連施策の不断の取り組みの成果もあったと考えられます。この10年間に行った審査関連施策を振り返ると、サーチに関して、検索式作成支援機能や類似度順ソート機能の提供、米国、欧州及びWIPOの英語特許文献や中韓特許文献へのテーマコード付与及び全文機械翻訳文の蓄積等の取り組みが行われてきました。これらにより、先行技術文献へのアクセス性が向上し、対比・判断も以前より格段に行いやすくなりました。また、判断の均質性及び起案に関して、前述のとおり、協議、決裁及び起案チェックツール等の取り組みや品質監査等における個別案件のフィードバックが行われてきました。さらに、面接等の審査官とのコミュニケーションに関しては、INPIT-KANSAI等での出張面接の推進や、ウィズ・コロナにあっては、補正案等の受付における電子メールの活用推進、テレワーク中の電話連絡手段の整備及びWeb会議サービスの拡充等、ユーザーニーズや審査環境の変化に応じた柔軟な対応が行われてきました。



満足・比較的満足の評価の割合
 ◎: 60%以上
 ○: 50%以上60%未満
 △: 50%未満

3年移動平均の推移
 ◎: 3年移動平均の各年変化量が、2020・2021の2期連続で全期間平均を上回っている
 ○: 3年移動平均の各年変化量が、2020・2021のいずれかで全期間平均を上回っている
 △: 3年移動平均の各年変化量が、2020・2021の2期連続で全期間平均を下回っている

図3 国内出願における特許審査の質についてのユーザー評価

一方、国内・PCTに共通して、評価項目の中には未だ相対的に評価が低い項目が存在します。

一つは、外国特許文献サーチ、非特許文献サーチです。これらの上位評価（満足・比較的満足）の割合は増加傾向にあるものの、更なる改善のためにできることは何か、引き続き検討が必要です。

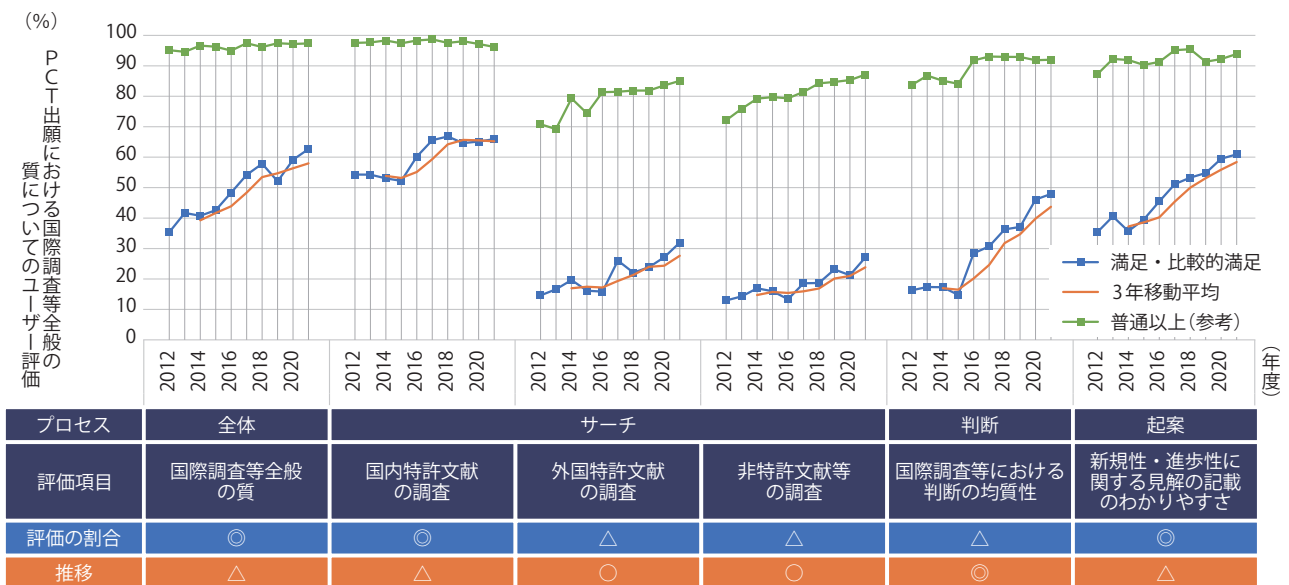
もう一つは、判断の均質性です。ユーザーから寄せられる意見として、例えば、同一技術分野であっても審査官間で判断が異なると感じることもあるといった声が聞かれます。この判断の均質性は、過去複数年のユーザー評価調査において、全体評価への影響が大きい項目であり優先的に取り組むべき項目であるとされている手強い課題のひとつです。これに関連して、審査官間の知識・判断の均質化に役立つ協議は、コロナ前と比べて少ない状況にあります。

このようなことから、令和3年度審査品質管理小委員会では、「品質監査結果、及びユーザー評価調査結果（例えば、判断の均質性についての評価）を見ると、大きな改善結果が示されているとは言い難いから、新たな対策の要否も検討されることを期待する」、「審査官間のコミュニケーション（協議等）については、審査の均質性にも関係すると考えられるため、更なる改善を期待する」等の意見が出され、改善提言のひとつとして「判断の均質性等に関する

課題に対し、協議をはじめとする品質向上のための取組を適切に実施することを期待する」ことが挙げられました。

再び図に戻り、最後に、各評価項目の近年の推移を見てみますと、伸びが緩やかになっている項目があります。これらの項目では、従前は効果があった対策が、一定の役割を果たした又は審査環境が変化した等により、思うように機能しなくなっていることが考えられます。令和3年度審査品質管理小委員会では、長年かかって評価が思うように伸びてこない項目に関して、その対応を継続することの妥当性も含め、検証を提案する発言もありました。こうした妥当性を見極めは、その方法も含めてチャレンジなことではありますが、従前の対応を継続することが必要か、それとも簡略化する等して、そのリソースを判断の均質性といったより重点的に取り組むべきところに割り当てるかは、リソースを有効活用しつつ更なる品質向上を目指すために必要な検討といえるでしょう。

また、評価が伸び悩んでいる項目について、これまでの品質管理から得た知見や審査環境の変化に応じて、新たな取り組みを考えることもまた今後に必要な検討といえるでしょう。



満足・比較的満足の評価の割合
◎: 60%以上
○: 50%以上60%未満
△: 50%未満

3年移動平均の推移
◎: 3年移動平均の各年変化量が、2020・2021の2期連続で全期間平均を上回っている
○: 3年移動平均の各年変化量が、2020・2021のいずれかで全期間平均を上回っている
△: 3年移動平均の各年変化量が、2020・2021の2期連続で全期間平均を下回っている

図4 PCT出願における国際調査等の質についてのユーザー評価

4. おわりに

以上、品質管理の体制整備の面から現在に至る取り組みを概観するとともに、特許審査の質に関するユーザー評価調査についてその評価結果の変遷をご紹介します。

現在、特許審査部では、テレワークのほか、執務環境へのフリーアドレスの導入や多様なサーチ関連ツールの活用等が進められており、今後、審査を行う時間、場所、ワークフロー等の多様化はますます進んでいくと考えられます。そうしたときに、これまでのように案件、起案、審査官等を対象とした層別中心の対応を継続するよりも、審査官一人一人に寄り添った個人中心の対応に重点を置く方が、品質管理が上手く機能することもあるように思います。

冒頭に述べたとおり、この10年間は品質管理にとっての成長期でしたが、これからもその成長は続いていくことでしょう。今後もよりよい特許審査サービスをユーザーの皆様提供できるように、筆者も一審査官として取り組んでいきたいと思えます。

本稿が、お読みいただいた皆様にとって品質管理の理解を深める一助となれば幸いです。

参考資料

- 1) 特技懇 no.243 p.95-98 「審査の質」, 2006年11月
- 2) 特技懇 no.246 p.141-147 「[特許審査の品質監理] について」, 2007年8月
- 3) 特技懇 no.261 p.104-109 「特許審査における品質マネジメント～新米担当部長による議論の提起～」, 2011年5月
- 4) 特許庁ウェブサイト「特許審査に関する品質ポリシーを公表します」, 2014年4月
https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/shinsa_policy.html
- 5) 特許庁ウェブサイト「特許審査の品質管理に関するマニュアル」
https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html
- 6) 特許庁ウェブサイト「産業構造審議会知的財産分科会審査品質管理小委員会」
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/hinshitu_shoi/
- 7) 特許庁ウェブサイト「審査の質についてのユーザー評価調査」
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/user/>
- 8) 特技懇 no.287 p.63-68 「ユーザー評価調査について」, 2017年11月
- 9) 経済産業省ウェブサイト「ユーザーの声を生かし、審査官の判断の均質性向上を図っていきます 令和4年度審査の質についてのユーザー評価調査報告書を公表します」, 2022年10月
<https://www.meti.go.jp/press/2022/10/20221012002/20221012002.html>
- 10) 令和3年度第1回審査品質管理小委員会 資料5「ユーザー評価調査結果から見た審査関連施策」, 2021年2月

Profile

岩田 淳 (いわた じゅん)

平成19年4月	特許庁入庁 (特許審査第四部電子商取引 (言語処理・データベース))
平成22年4月	審査官昇任
平成24年10月	総務部企画調査課技術動向班 係長
平成26年4月	審査第四部電話通信
平成27年4月	審査第四部電話通信 (送配電・データ転送)
平成28年1月	米国ジョージア工科大学 客員研究員
平成29年1月	審査第四部電気機器 (音響システム)
平成30年4月	独立行政法人工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター知財戦略部 部長代理 (営業秘密管理担当)
令和元年10月	審査第四部電気機器 (音響システム)
令和3年1月	審査第一部調整課品質管理室 課長補佐 (審査評価管理班長)
令和4年7月より	現職